

井手町告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき、井手町指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同法第25条の3第2項及び井手町指定給水装置工事事業者規程（平成10年井手町規程第1号）第12条第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

井手町長 西 島 寛 道



1. 届出指定業者

商 号 京都消防設備 株式会社
営業所所在地 京都府京都市西京区桂巽町62番地2
代 表 者 代表取締役 勝田 詞音
指 定 番 号 R-77